

東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの
事業の届出及び公表事業実施要綱

平成23年4月28日
23福保高介第204号
一部改正 平成27年6月12日
27福保高介第407号
一部改正 平成30年6月8日
30福保高介第506号

第1 目的

本事業は、東京都における指定通所介護事業所で宿泊サービスを提供する事業所に、東京都知事（以下「知事」という。）に対し、事業の届出を受理し、その情報を公表することにより、事業者の実態把握及び利用者等の選択に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 この要綱において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護の指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）の営業時間外に、その設備の一部を使用して、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。
- 2 この要綱において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- 3 この要綱において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

第3 実施主体

東京都

第4 事業内容

1 宿泊サービスを提供する事業者の届出

宿泊サービス事業者（以下「事業者」という。）は、宿泊サービス事業所について、知事に届出を行う。

2 届出情報の公表

知事は、届け出られた内容について、別に定める日から公表する。

第5 宿泊サービスに関する届出

宿泊サービス事業者は、第4の1に該当する場合において、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）第101条第4項（第114条において準用される共生型通所介護の事業の例を含む。）及び東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年4月28日付23福保高介第203号。以下、「基準」という。）第4の20（1）から（3）の規定に基づき知事に届け出るものとする。

第6 遵守事項

第4の1により届け出た事業者は、当該宿泊サービスの提供に当たり、基準を遵守するよう努めること。

第7 届出内容の公表

- 1 宿泊サービス事業所の届出内容について、都は、法第115条の35の介護サービス情報の公表制度を活用し公表する。
- 2 その他、都は、届出が受理された宿泊サービス事業所の届出内容のうち、別に定める事項から必要に応じてホームページ等で公表できるものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。